

ご存知ですか?「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象となる学生】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】

4月から翌年3月まで

※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。



消火器の廃棄方法

自宅に古くなった消火器はありませんか?

皆様のご家庭で使用している消火器には、使用期限(有効期限)が明記されています。使用期限が過ぎたり、容器本体が腐食し不要となった消火器によって不法投棄や破裂事故などが発生しないように適切に回収されるシステムが構築されています。

ここ数年でも、長期間屋外に放置され腐食した消火器による破裂事故で負傷者が発生しています。命を守るための消火器で命を落とすことがないように適正に維持管理し、不要になった場合は自分で廃棄するのではなく、リサイクルを行うようにしましょう。

リサイクルの方法

- ① 特定窓口に引き取り依頼するもの
- ② 指定引き取り場所へ持ち込むもの
- ③ ゆうパックによる回収を依頼するもの

詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

消火器リサイクル推進センター(日本消火器工業会)

☎03-5829-6773 時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始除く)

注意

- ・消防署や役場では不要となった消火器の回収は行っていません。
- ・エアゾール式消火器は、リサイクルできないので、スプレー缶として処分してください。

